



## 開局時間のご案内

月 9:00-18:00  
火-金 9:00-18:30  
土 9:00-17:30 日 9:00-13:00

祝日 休み

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。



日頃からご利用いただいている皆様、および近隣の皆様へ、お薬の相談や健康チェックを承ります。どうぞお気軽にお越しください。

在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

### 保険薬局

夜間・休日等加算の対象時間  
土曜日13:00-閉店まで  
平日19:00-閉店まで  
※1月2-3日 12月29-31日は休日扱い

営業時間外の時間外調剤料について  
時間外加算 18:30-22:00 6:00-8:00  
深夜加算 22:00-6:00  
休日加算 日曜日・祝日  
年末年始（12月30日-翌年1月3日）



当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。

### 近隣連携薬局

うさぎ薬局 岡店 0557-35-5656  
伊東市岡217-25

うさぎ薬局 和田店 0557-36-7134  
伊東市竹の内2丁目7-3

うさぎ薬局 大室高原店 緊急連絡先 090-8473-6110

# 薬局の管理および運営は以下のとおりです



許可区分 | 薬局



開設者

株式会社うさぎ薬局代  
表取締役 白石誠一郎



取り扱う一般用医薬品

要指導医薬品

第一類医薬品

指定第二类医薬品

第二类医薬品

第三類医薬品



管理薬剤師

勝又綾子

勤務する薬剤師(保管・陳列・販売・情報提供・  
相談)

相良祐治 鈴木公章 山本捷太郎 本多玲

勤務する登録販売者(販売・情報提供・相談)

太田 和希

薬剤師

白衣:名札に氏名及び「薬剤師」

登録販売者

制服:名札に氏名及び「登録販売者」

その他の勤務者

医務衣:名札に氏名



営業時間

月 9:00-18:00

火-金 9:00-18:30

土 9:00-17:30

日 9:00-13:00

祝日 休み

医薬品の購入または譲り受けの申し込み  
を受理する時間は上記営業時間とする

営業時間外の相談時間

携帯電話にて対応 090-8473-6110



薬局の名称・許可番号・許可

年月日・所在地・有効期間

薬局開設許可証(別掲)を参  
照

# 個別の調剤報酬の算定項目の分かる 明細書の発行について



当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

---

# 地域に貢献する薬局になるためにしていること



## 開局時間

平日：8時間以上  
土日：一定時間  
週：45時間以上



## 医薬品備蓄

1200品目以上を常時備蓄し、地域の薬局間での在庫融通にも対応しています。

全国どこの医療機関の処方せんでも対応しています。



## プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



## 情報収集

PMDAメディナビ等を活用し、医薬品情報の収集および周知を行っております。



## 麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



## かかりつけ薬剤師

当薬局は「かかりつけ薬剤師」による服薬管理指導の届出施設であり、管理薬剤師は算定に必要な実務経験を満たしています。



## 対応

24時間調剤・在宅業務に対応し、地方公共団体等へ周知しています。



## 在宅医療

年間24回以上の在宅業務実績を有し、医療材料・衛生材料の供給体制、ならびに医療機関や訪問看護との連携体制を整えております。



## 副作用報告

健康被害防止事例の収集体制、および副作用報告の手順書・報告体制を整備済みです。



## 研修

調剤従事者の研修参加や学会発表を通じ、資質向上に努めています。



## 健康相談 健康チェック

健康相談やOTC医薬品・緊急避妊薬の販売に加え、適切な受診勧奨を行っております。

地域の皆さまのお薬相談やセルフメディケーション機器による健康チェックも随時受付中。



## 敷地内禁煙

たばこの販売や未承認研究用試薬・検査サービスは実施していません。



## ジェネリック医薬品 バイオ後続品

後発医薬品調剤割合が85%超の基準に達しています。

当薬局は持続可能な医療のため、バイオ後続品・ジェネリック医薬品の普及に努めています。

# 医薬品の販売方法および副作用被害救済制度のご案内

## 要指導 医薬品

医療用から移行した特に注意が必要な医薬品です。『要指導医薬品』と表示され、手に取れない場所に陳列しています。ご購入時は**薬剤師**が書面で対面説明・販売します。

## 第1類 医薬品

使用に特に注意が必要な医薬品です。**薬剤師**が書面で説明し、対面販売します。商品は直接触れられない場所に陳列されており、外箱には『第1類医薬品』と四角枠で表示されています。

## 第2類 医薬品

第2類医薬品、特に指定第2類は注意が必要です。相談カウンター近く（7m以内）に陳列。使用前に「してはいけないこと」を確認し、**薬剤師**または**登録販売者**にご相談ください。外箱には第2類、指定第2類ともに『2』を○または□で囲んで表示しています。

## 第3類 医薬品

比較的安全性の高い一般用医薬品です（要指導、第1類・第2類以外）。**薬剤師**または**登録販売者**が情報提供のうえ販売。商品は直接ご覧いただけます。外箱には四角枠で「第3類医薬品」と表示。

## 指定濫用防止 医薬品

厚生労働大臣が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」は、依存や健康被害防止のため、消費者が手に取れない場所に陳列します。販売時は**薬剤師**または**登録販売者**が購入理由や数量を確認し、「乱用による危険性」を書面等で説明し、適正使用を徹底することが義務付けられています。

## 健康被害 救済制度

**医薬品の副作用による健康被害救済制度があります。**

安全使用のため症状等をお伺いすることがあります。個人情報、個人情報保護法等に基づき適切に管理し、安全使用以外の目的で利用しません。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 | 0120-149-931

## 苦情相談窓口

静岡県薬剤師会 | 054-203-2023 静岡県衛生薬務課 | 055-920-2107

# 私たちの個人情報への基本的な考え方です

当薬局は、「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、質の高いサービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。個人情報の適正な取扱いを保証するため、以下の措置を講じます。

- 関連する法令やガイドラインを厳守します。
- 個人情報管理のルールを定め、全従業員がこれを遵守するよう徹底します。
- 安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 定期的に個人情報の取扱い状況を確認し、問題があれば改善します。
- 個人情報を取得する際は、使用目的を明示し、同意を得た上でのみ利用します。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務委託時には、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を扱うよう監督します。
- 個人情報に関する相談体制を整え、迅速に対応します。

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱い

# 皆さまの個人情報を厳重に取り扱っています

当薬局では、良質かつ適切なサービスを提供するため、皆様の個人情報を厳重に取り扱っています。個人情報の管理に関する当薬局の基本方針に従い、情報の保護に努めています。個人情報の取り扱いに関してご質問や不明点があれば、どうぞお気軽にお問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします

- 当薬局での調剤サービス提供や業務改善のための基本情報収集
- 患者様の安全な医薬品使用のための情報収集(副作用歴、既往歴、アレルギー情報、体質、併用薬、住所、緊急連絡先など)
- 病院、診療所、他の薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携や照会対応
- 医療保険関連業務(調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会や回答など)
- 薬剤師賠償責任保険等に関わる保険会社や弁護士への相談や届出
- 当薬局内での薬剤師や医療事務の教育・研修、薬学生の実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会や学術誌への発表・報告時の個人情報の匿名化(同意が必要な場合は同意を取得)
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

# 調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料は以下の通りです。患者様にお薬を安全にご使用いただくため、当薬局では薬剤服用歴（お薬の使用履歴）を活用しております。この記録に基づき、適切な服用方法や市販薬との相互作用をご説明し、内容を記録いたします。

※個人情報、当薬局の保護方針に基づき厳重に管理しております。ご不明な点がございましたら、スタッフまでご相談ください。



調剤基本料	1	47点
地域支援・医薬品供給対応体制加算	3	67点
電子的調剤情報連携体制整備加算		8点
連携強化加算		5点
在宅薬学総合体制加算		30点

領収書とともに「調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料発行しております。ご不要な場合は事前にお申し出ください。 ※公費負担医療等で自己負担がない方への発行も義務付けられております。

当薬局は以下の施設基準を満たしております。処方箋受付月600回超～4000回以下 [グループで月3万5000回超～40万回以下] / 医薬品取引妥結率5割超 / 特定医療機関との賃貸借関係なし / 後発医薬品調剤割合85%以上 / 非常時対応連携体制整備済] / 集中度85%未満

# 当薬局は、持続可能な医療制度のため、バイオ後続品やジェネリック医薬品の調剤を積極的に推進しています

## バイオ医薬品とは？

生きた細胞が作る巨大なタンパク質です。最新技術を使うため高価ですが、がんや難病など従来の薬では治療が難しかった病気に不可欠なお薬です。



微生物や細胞で合成



抗体などの遺伝子

## バイオ後続品とは？

高価な先行品と効果・安全性が同等と国に認められた薬です。薬代が約3割安くなり、患者さんの負担軽減と持続可能な医療保険制度の維持に貢献します。



経済的負担↓

当薬局では、バイオ後続品を積極的に調剤し、バイオ後続品調剤体制加算を算定しています。

## バイオ後続品の品質は大丈夫？

生きた細胞で作るため先発品と完全に同じ構造ではありませんが、先行品と同等の厳格な品質試験と臨床試験をクリアし、効果と安全性が国に認められています。



厳格な品質試験



新薬と同等の臨床試験

## ジェネリック医薬品とどう違うの？

化学合成のジェネリックは先発品と完全に同一です。一方、生きた細胞で作るバイオ後続品は同一にならないため、より厳格な臨床試験で同等性を証明します。

	ジェネリック医薬品	バイオ後続品
製造法	 化学合成	 細胞内合成
審査調査	同等性	新薬と同じ品質試験・臨床試験

# 訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただきます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

## 介護保険の方

### 居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518単位/回



同一建物居住者

379単位/回 (2-9人)

342単位/回 (10人以上)

1単位=10円 10単位=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

## 医療保険の方

### 在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650点/回



同一建物居住者

320点/回 (2-9人)

290点/回 (10人以上)

1点=10円 10点=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

うさぎ薬局 大室高原店 管理薬剤師 勝又 綾子  
静岡県知事指定介護保険事業所 第 220410262 号

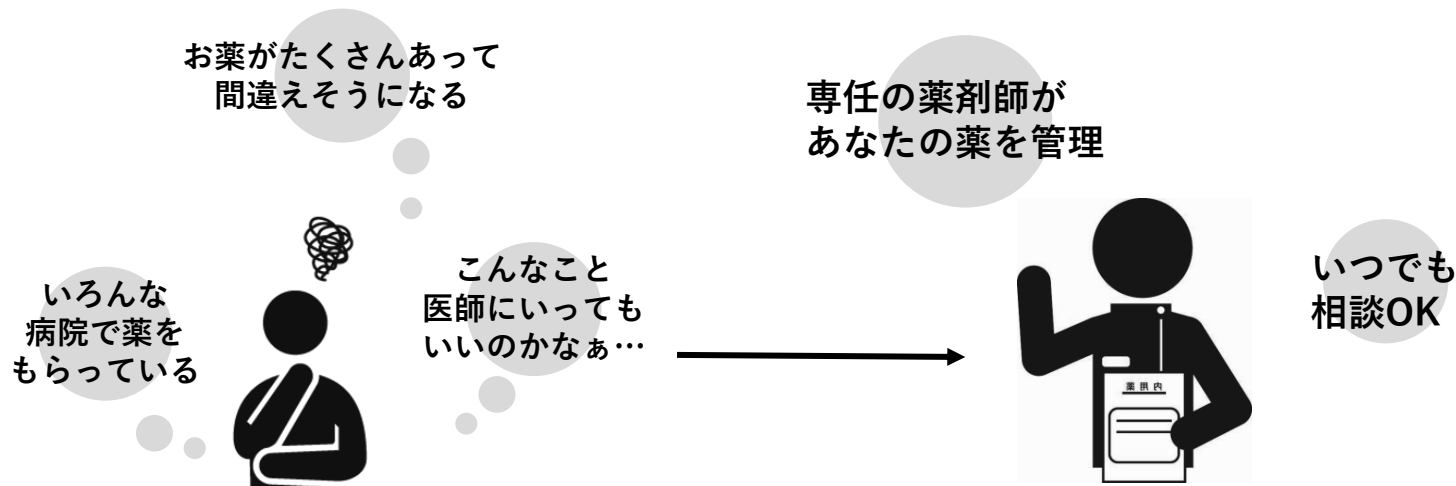
TEL 0557-33-6110  
FAX 0557-33-6115  
緊急時 090-8473-6110 (24時間対応)

# 無菌調剤を行っています



当薬局では、中心静脈栄養法輸液、抗悪性腫瘍剤、麻薬など2種類以上の注射剤に対し、無菌室、クリーンベンチ、安全キャビネットといった無菌環境で、無菌化された器具を用いて無菌調剤を実施しています。(うさぎ薬局広野店と共同利用)

# お薬のことで困ったらかかりつけ薬剤師におまかせください



当薬局では「かかりつけ薬剤師」を指名することが可能です。同意書へのご署名により、次回以降は専任の薬剤師が継続してお薬の管理を担当いたします。

当薬局には、3年以上の実務経験（保険薬剤師）を有し、週31時間以上勤務する薬剤師が在籍しております。また、外部機関より認定を受けた「研修認定薬剤師」として、日々知識の研鑽に努めるとともに、地域の医療・保健活動にも積極的に参画しております。

※育児・介護等による短時間勤務の場合は、週24時間かつ週4日以上勤務要件を満たしております。

# 保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では、健康保険（療養の給付）の対象とならない以下の項目につきましては、実費でのご負担をお願いしております。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

## 薬剤の容器代



点眼容器 0円  
水剤容器 0円  
軟膏容器 0円  
その他 0円

## 患者希望による一包化



7日ごとに  
340円  
(最大2400円)

## 長期収載品の選定療養



先発医薬品（長期収載品）をご希望の場合や時間外の対応（緊急時を除く）には、通常の自己負担に加え「選定療養費」がかかります。詳細はスタッフまでお尋ねください。

## 患者さん希望による 甘味料などの添加



1日分につき  
0円

## 患者さん宅への薬の持参 料・在宅医療の交通費



距離関係なく  
0円

## 患者希望による 服薬カレンダー



1日4回1週間分  
0円

# 取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助



# 医療DXで、安心安全の服薬支援を行っています

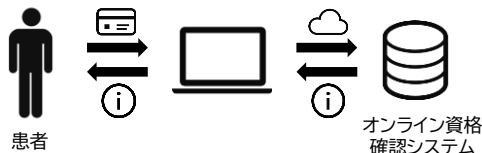
## マイナ保険証利用の促進

マイナンバーカードの保険証利用促進など、医療DXで質の高い医療を目指しています。



## オンライン資格確認等システムの活用

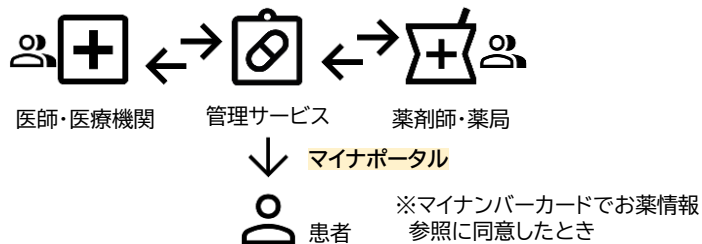
オンライン資格確認で患者さんの診療・薬剤情報を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。



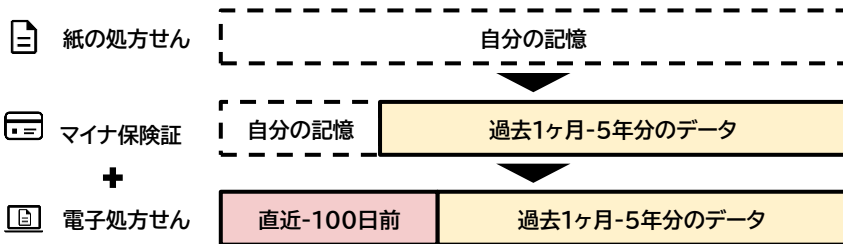
※オンライン資格確認の個人情報利用は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみに限られ、本人の同意なく他の目的に利用できません。

## 電子処方せんの活用

電子処方せんは、オンライン資格確認システムを使い、医師・薬剤師間でお薬情報を連携します。重複処方や飲み合わせの危険性を減らせます。



電子処方せんは、マイナンバーカード活用で最大限に機能し、マイナポータルでお薬情報をいつでも確認できます。



健康管理や市販薬との飲み合わせの確認に活用できます

# オンライン服薬指導のご案内



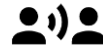
当薬局では、ご自宅にしながらスマートフォンなどを通じてお薬の説明を受け、お薬をご自宅で受け取ることができる「オンライン服薬指導」に対応しております。



## ご予約・実施時間（事前予約制）

平日 9:00～18:00  
土曜 9:00～17:30（日祝休）

予約 | 公式LINE、またはお電話にて



## ご利用可能な通信方法

専用アプリ | 「LINE」  
PCブラウザ | Chrome、Edge

※設定方法はスタッフがお手伝いします。



## お薬の配送方法・配送料

配送 | ヤマト運輸（最短で翌日～翌々日にお届け）  
送料 | 配送業者の既定の値段  
※クール便は別途追加

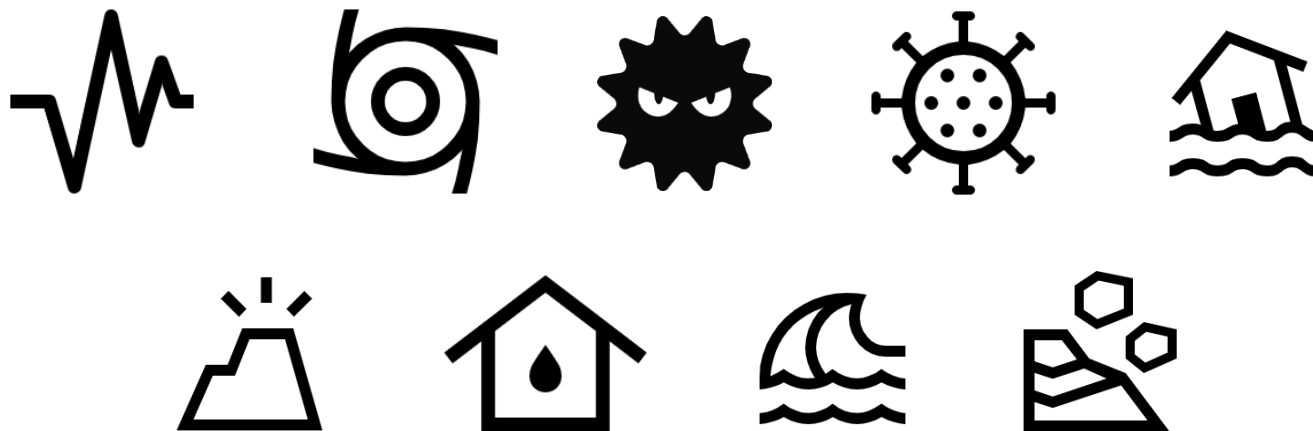


## お支払い方法（お薬代＋送料）

銀行振込（振込手数料はお客様負担）

薬局スタッフまで、お気軽におたずねください

# 感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、都道府県知事指定の「第二種協定指定医療機関」として、災害や新興感染症発生時に迅速に対応できる体制を整備しています。平時より抗原検査キット、市販薬、マスク等を常備し、他機関と連携して緊急時も安心してお薬を受け取れる環境を維持します。

# 医薬品の供給に関するお願い

現在、全国的に多くのお薬が手に入りにくい状況が長期化しております。これは一部の製薬会社における製造トラブルに加え、流通面での課題や、国の供給安定化に向けた対策が十分に追いついていないことなど、構造的な問題が主な原因となっております。

薬の供給状況により、以下の変更をお願いする場合がございます。



- ・ 同一成分・同一薬効薬への変更
- ・ 処方日数の変更

お薬の変更や処方日数の調整が生じた際、処方医への確認を行うため、お薬のお渡しまでにお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

医薬品の安定供給のため、地域の薬局間での在庫融通および、医療機関との積極的な情報共有を実施しております。

# 先発医薬品をご希望の患者さんへ

## お薬の自己負担（長期収載品の選定療養）についてのご案内



長期収載品の選定療養ってなに？

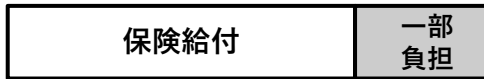
先発医薬品を希望された際、価格差の一部（+税）をご負担いただく制度です。

医療保険財政の改善目的であり、薬局の収入にはなりません。（薬剤料以外の費用は変更なし）

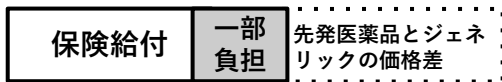
※医療上の理由や供給不足の品目は対象外です。

※生活保護の方は医師の指示がない限り原則ジェネリックとなります。

先発医薬品



ジェネリック医薬品



先発医薬品



\*特別の料金:先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の2分の1。さらに消費税が追加されます。

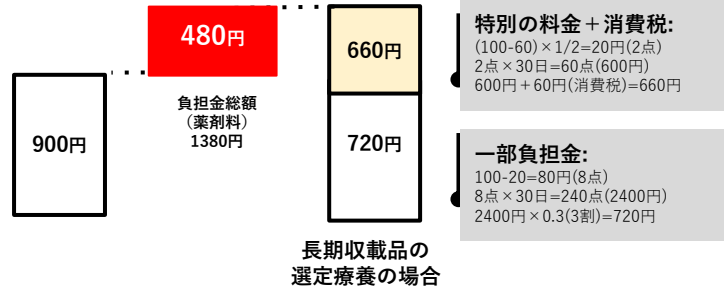
患者負担の総額



どのくらい高くなるの？

先発薬を希望されると、ジェネリックとの差額の2分の1（+税）が特別料金として加算されます。例えば差額が40円なら、20円+消費税が上乗せされるイメージです。負担割合等により正確な金額は異なりますので、詳細はスタッフまでお気軽にお尋ねください。

先発医薬品（1錠100円）、ジェネリック（1錠60円）  
1日1錠、30日分処方 3割負担の場合



将来にわたって国民皆保険を守るため  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

# 調剤だけでなくおくすり相談や 健康チェックも行っています

おくすり相談



健康チェック



日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さま、お薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

指勞  
定災  
藥保  
局險

生活保護法指定

## 調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

## 第1節 調剤技術料

令和8年3月31日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)受給率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の 同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	47点
② 調剤基本料 2	○	処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 ・月4,000回超、集中度70%超 ・月600回超～4,000回以下、集中度85%超 (ただし、月600回超～1,800回以下は都市部の新規保険薬局が対象) ・特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が 同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	30点
③ 調剤基本料 3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数の合計および各施設の集中度が、 次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～40万回以下、集中度85%超 ・月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ロ) ・月40万回超、集中度85%超 ・月40万回超、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ハ) ・月40万回超、集中度85%以下	イ) 25点 ロ) 20点 ハ) 37点
④ 特別調剤基本料 A	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内）&集中度50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料 B	-	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
”（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1		医薬品の安定供給体制の確保、後発医薬品の調剤数量が85%以上	27点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 2		調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制+必須1+選択2以上	59点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 3	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制+選択7以上	67点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 4		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制+必須2+選択1以上	37点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 5		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制+選択7以上	59点
運携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
バイオ後続品調剤体制加算	○	バイオ後続品の積極的調剤の提示、バイオ後続品の調剤	50点
後発医薬品減算	-	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点

在宅薬学総合体制加算 1		在宅患者訪問薬剤管理指導料等48回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	30点
在宅薬学総合体制加算 2	○	同加算 1 の算定要件、在宅患者への高度な薬学的管理・指導体制および十分な実績	単一建物患者 100点、それ以外 50点
電子的調剤情報連携体制整備加算	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、月1回まで	8点
門前薬局等立地依存減算	-	都市部の保険薬局が多数の地域、または、医療モール。既存薬局は除く。	▲15点
<b>薬剤調製料</b>			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
漫煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8日分以上 10点/1日分 29日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液		2以上の注射薬を混合	69点 (15歳未満 237点)
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合 (生理食塩水等で希釈する場合を含む)	79点 (15歳未満 147点)
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合 ( $\nu$ ) または 原液を無菌的に充填	69点 (15歳未満 137点)
麻薬等加算 (麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬)		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算 (内服薬)		1調剤につき	
錠剤、丸剤、 $\alpha$ 剤、散剤、顆粒剤、I 剤 液剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点 45点
自家製剤加算 (屯服薬)		1調剤につき	
錠剤、丸剤、 $\alpha$ 剤、散剤、顆粒剤、I 剤 液剤			90点 45点
自家製剤加算 (外用薬)		1調剤につき	
錠剤、 $\mu$ 子剤、軟・硬膏剤、 $\mu$ ッグ 剤、リメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、洗眼剤 液剤			90点 75点 45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤			35点
散剤、顆粒剤			45点
軟・硬膏剤			80点
時間外等加算 (時間外、休日、深夜)		基礎額 = 調剤基本料 (加算含) + 薬剤調製料 + 無菌製剤処理加算 + 調剤管理料	基礎額の100% (時間外)、 140% (休日)、200% (深夜)
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

## 第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬		1剤につき、3剤分まで	27日分以下 10点、28日分以上 60点
② 内服薬以外			10点
調剤時残薬調整加算		7日分以上の残薬調整	在宅処方前投薬反映・処方後日数変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
薬学的有害事象等防止加算		処方変更あり	在宅処方前投薬反映・処方後処方変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常(②・③以外)	(○)	イ) 3か月以内の再調剤(手帳による薬剤情報提供を含む)	かかりつけ薬剤師・それ以外 45点
	(○)	ロ) 3か月以内の再調剤以外	かかりつけ薬剤師・それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む、月4回まで	45点
		イ) 3か月以内の再調剤(手帳による薬剤情報提供を含む)	45点
		ロ) 在宅患者	59点
③ 情報通信機器を使用(オンライン)		ハ) 在宅患者で患者の状態の急変等に併し行った場合	59点
		ニ) イ・ロ・ハ以外	
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	22点
特定薬剤管理指導加算1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算2	○	抗悪性腫瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで	5点
		ロ) 選定療養に係る選択・バイオ後続品の説明、対象薬の最初の処方時1回まで	10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児(18歳未満)	350点
吸入薬指導加算		吸入薬の処方患者(喘息、慢性閉塞性肺疾患、インフルエンザ)、6月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算		かかりつけ薬剤師による服薬期間中の患者フォロー、3月に1回まで	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算		かかりつけ薬剤師が患者を訪問して残薬整理、服薬管理指導など、6月に1回まで	230点
服薬管理指導料(特例)	—	3か月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
外来服薬支援助料1		月1回まで	185点
外来服薬支援助料2		一色化支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援助料1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援助料2		複数の医療機関から内服薬6種類以上の患者に対して、 必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価および処方医への調整提案	1,000点(令和9年6月1日から)
調剤後薬剤管理指導料		地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	
		1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更	60点
		2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点

服薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		薬剤師が必要ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リアル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）、 保険薬剤師1人につき週40回まで	650点
② 単一建物患者 2～9人			320点
③ 単一建物患者 10人以上			290点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応含む	
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は原則として月8回まで）、主治医と連携する他の保険医の指示でも可	500点
② ①以外			200点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
訪問薬剤管理医師同時指導料		単一建物診療患者／居住者1人の場合、訪問診療医との同時訪問、6月に1回まで	150点
複数名薬剤管理指導訪問料		単一建物診療患者／居住者1人の場合、当該薬局職員との複数名訪問	300点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

## 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

### (介護予防)居宅療養管理指導のサービスに係わる重要事項等説明書

←

(介護予防)居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、ご説明する重要事項は次の通りです。←

#### 1. 事業者概要←

事業者名称←	うさぎ薬局←
事業所の所在地←	静岡県伊東市富戸 1 3 1 7 - 5 7 2 3 ←
指定番号←	静岡県指定 2 2 0 4 1 0 2 6 2 号 ←
電話番号←	0 5 5 7 - 3 3 - 6 1 1 0 ←

#### 2. 事業の目的と運営方針←

事業の目的←	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等の指示に基づきうさぎ薬局の薬剤師が適正な(介護予防)居宅療養管理指導を提供することを目的とします。←
運営の方針←	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。← ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保険、医療、福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。← ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。←

### 3. 提供するサービス

当事業者がご提供するサービスは以下の通りです。

#### 【 (介護予防)居宅療養管理指導サービス 】

- ① 当事業所の薬剤師が、毎月医師の指示に基づき薬学的管理指導計画を作成します。そして医師の発行する処方せんにより薬剤を調剤するとともに、管理計画に基づいて薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう説明いたします。
- ② もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

### 4. 職員等の体制

当事業者の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員数	通常の勤務体制
薬剤師	4名	・常勤者(4名) 勤務時間-午前9:00~午後6:00(月) 午前9:00~午後6:30(火水木金) 午前9:00~午後5:30(土) 午前9:00~午後1:00(日)
事務員	5名	・常勤者(5名) 勤務時間-午前9:00~午後6:30

### 5. 担当薬剤師

【 担当薬剤師は、以下の通りです。】

担当薬剤師：①

責任者：

①担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。

②当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。

## 6. 営業時間

当事業所の通常の営業日は、次の通りです。

- ① 営業日 月曜日から土曜日。但し、国民の祝祭日及び年末年始(12月30日～1月3日)を除きます。
- ② 営業時間 午前9：00～午後6：00 (月) 午前9：00～午後6：30 (火水木金)  
午前9：00～午後5：30 (土) 午前9：00～午後1：00 (日)

## 7. 緊急時の対応等

- ①必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

## 8. 利用料

【サービスの利用料は、下記の通りです。】

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

(介護予防)居宅療養管理指導サービス費として

- A. 単一建物居住者が1人の場合 518単位
  - ・1回あたり 1割負担 518円 2割負担 1036円 (月4回まで)
- B. 単一建物居住者が2～9人の場合 379単位
  - ・1回あたり 1割負担 379円 2割負担 748円 (月4回まで)
- C. 単一建物居住者が10人以上の場合 342単位
  - ・1回あたり 1割負担 342円 2割負担 684円 (月4回まで)

麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

- ・1回あたり 100円

※別に厚生大臣が定める者に対しては週2回、月に8回まで訪問・算定することがございます。

※上記の他、医療保険での調剤費と薬代はご負担となります。

※介護報酬改定により、金額が変更となる場合がございます。

9. 苦情申立窓口

当事業所サービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

① 連絡先：0557-33-6110

② 当者名：



←

←

当事業者は、利用者に対する(介護予防)居宅療養管理指導サービスの提供に当たり、利用者及び代理人に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

←

(介護予防)居宅療養管理指導サービス事業者

事業所所在地 伊東市富戸1317-5723

名称 うさぎ薬局

←

許可番号 熱保A第1-120号

# 薬局開設許可証

氏名（法人にあつては、名称）

株式会社うさぎ薬局

薬局の名称

うさぎ薬局大室高原店

薬局の所在地

伊東市富戸 1317-5723

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

令和8年3月12日

静岡県熱海保健所長

下窪 匡章



有効期間 令和8年4月20日 から

令和14年4月19日 まで